

第 17 節 申請者の資力及び信用

1 一般事項

事業計画どおりに当該事業を完成するためには、申請者に十分な資金調達能力がなければなりません。資金調達能力とは、資力や信用をもとに判断しますが、具体的には所要の書類の添付を求めて判断します。

都市計画法

(開発許可の基準)

第 33 条第 1 項

(12) 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為の中断により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、崖崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。）以外の開発行為にあつては、申請者に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用があること。

都市計画法施行令

(申請者に自己の開発行為を行うために必要な資力及び信用がなければならない開発行為の規模)

第 24 条の 2 法第 33 条第 1 項第 12 号（法第 35 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の政令で定める規模は、1 ヘクタールとする。

2 添付書類

開発許可にあつては、資金計画書、法人の現在事項全部証明書（個人申請の場合は住民票）、事業経歴書、納税証明書等を提出することとしています。